

# 倉敷しげい訪問看護ステーション運営規程

第1条 この運営規程は社会医療法人創和会の開設する、「倉敷しげい訪問看護ステーション」（以下ステーションと称する）の運営に関する規定を定めたものである。

（事業の目的）

第2条 在宅療養中の看護が必要な方に対して、生活の質の向上・確保を図り、日常生活での動作能力の維持・回復を目指し、住み慣れた家庭や地域社会で療養できるよう、適正な訪問看護を提供し、地域住民の健康管理の一環を担っていくことを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条
1. ステーションの看護師等は、看護が必要な方の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものである。腎不全などで退院後も継続的に在宅療養を要する患者を含め、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
  2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 倉敷しげい訪問看護ステーション
- (2) 所在地 倉敷市幸町2番30号……（しげい病院南館1階）

（職員の職種、員数、及び勤務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び勤務内容は次の通りとし、必要に応じて他の職員を配置する。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 看護師 2.5名以上  
管理者と情報交換を行ないながら、訪問看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- (3) 理学療法士等 必要に応じ配置する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。但し、利用者の状況等により必要と認められた場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、国民の祝日、年末年始(12/30～1/3)を除く。
- (2) 営業時間 9時00分から17時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて看護計画書を作成し、主治医の了承を得て訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから、倉敷医師会に主治医の選定を依頼する。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図る。

(訪問看護の内容)

第8条 ステーションの提供する訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察(危機の予測、予防、早期発見、早期対応)
- (2) 入浴清拭、洗髪等による清潔の援助
- (3) 療養に関する日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 難病ケア
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導(社会資源、介護用品等についての相談、在宅介護支援センターの紹介等)
- (10) カテーテル等の管理
- (11) 腎不全患者の看護(含 CAPD 管理)
- (12) 精神疾患患者の看護
- (13) 小児看護
- (14) その他医師の指示による医療処置(静脈点滴、中心静脈栄養等)

(医療保険による利用料)

- 第9条 1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準のものとする。
2. その他の利用料として、次の額を徴収する。
- (1) 営業日 8:00~18:00 で 90 分を超える訪問看護料：30 分当たり 3,000 円
  - (2) (1) の営業時間外で 90 分を超える訪問看護料
    - ア. 夜間早朝 (6 時~8 時、18 時~22 時)：30 分当たり 3,750 円
    - イ. 深夜 (22 時~翌 6 時)：30 分当たり 4,500 円
  - (3) 営業日以外の訪問看護料：1 日 3,000 円  
90 分を超える場合は上記 (1) (2) に準ずる。
  - (4) 訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

(1) ステーションから、片道 2km 未満	無料
(2) ステーションから、片道 2km 以上 5km 未満	100 円
(3) ステーションから、片道 5km 以上 10km 未満	250 円
(4) ステーションから、片道 10km 以上	500 円

(介護保険による利用料)

- 第10条 1. 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. その他の利用料として、次の額を徴収する。
- (1) 営業日 8:00~18:00 で 90 分を超える訪問看護料：30 分当たり 3,000 円
  - (2) (1) の営業時間外で 90 分を超える訪問看護料
    - ア.夜間早朝 (6 時~8 時、18 時~22 時)：30 分当たり 3,750 円
    - イ.深夜 (22 時~翌 6 時)：30 分当たり 4,500 円
3. 通常の事業実施地域を超えて行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
- (1) 実施地域を超えて片道おおむね 5km 未満 250 円
  - (2) 実施地域を超えて片道おおむね 5km 以上 500 円
4. キャンセル料
- 当日のキャンセルについては利用者負担の支払いに合わせたキャンセル料を徴収する。

第 11 条 1. 医療保険、介護保険にかかわらず以下の項目は実費を徴収する。

死後の処置料 10,000 円

2. 利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は倉敷市とする。但し、水島・玉島・児島・船穂・真備を除く。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 1. 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うと共に速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2. 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 14 条 ステーションは、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、主治医、利用者に関係する居宅介護支援事業者に対して連絡を行う等必要な措置を講じる。または、事故の原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じる。また利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理体制)

第 15 条 ステーションは訪問看護サービスの提供に当たり、利用者及び利用者の家族より苦情の申し出があった場合には、迅速にサービスの内容を検討しサービスの向上改善に努める。また、利用者からの苦情に関しては市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための専任の担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び結果の周知
2. 虐待の防止のための指針の整備
3. 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施（年 1 回以上、新規採用時）

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第 17 条 ステーションは、訪問看護サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 1. 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。  
2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。退職後も同様とする。  
3. この規程に定める事項の外、運営に関する事項は社会医療法人創和会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- ① 附則 この規程は、平成 10 年 10 月 10 日から施行する。
- ② 附則 この規程は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。
- ③ 附則 この規程は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。
- ④ 附則 この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- ⑤ 附則 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- ⑥ 附則 この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。
- ⑦ 附則 この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。
- ⑧ 附則 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
- ⑨ 附則 この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。
- ⑩ 附則 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- ⑪ 附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- ⑫ 附則 この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- ⑬ 附則 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- ⑭ 附則 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- ⑮ 附則 この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- ⑯ 附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- ⑰ 附則 この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- ⑱ 附則 この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- ⑲ 附則 この規定は、令和 3 年 12 月 28 日から施行する。
- ⑳ 附則 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- ㉑ 附則 この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。